審査基準

令和元年7月22日作成

法 令 名: 自動車の保管場所の確保等に関する法律

根 拠 条 項: 第4条第1項

処 分 の 概 要: 自動車の保管場所証明

原権者(委任先): 警察署長

法 令 の 定 め: 自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条(保管場所の確保)

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条(保管場所の要件)

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第2条(保管場所の確保を証する書面等)

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等)

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第2条(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)

審 査 基 準: 判断基準が「法令の定め」に尽くされていることから、審査基 準を定めることを要しない。

標準処理期間: 6日(行政庁の休日は含まない)

申 請 先: 各警察署

間 い 合 わ せ 先: 大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係

(電話 097-536-2131 内線5183)

各警察署交通課

備 考: